

約款・規定集（法人のお客様用） 新旧対照表

平成 25 年 1 月

平成 25 年 1 月 4 日より約款・規定を改定いたします。下線部分が改定箇所となります。
 なお、下記の新旧対照表に記載されている条文ほか、形式的な修正を行っております。

改定後（新）	改定前（旧）
証券取引約款	
第 2 章 申込方法等	
<p><u>第 3 条の 3（口座開設に伴う審査）</u></p> <p><u>お取引口座の開設に際し、当社所定の審査をさせていただきます。審査には相当の日数を要する場合があります。審査の結果によっては、口座開設をお断りすることがあります。</u></p> <p><u>なお、口座開設の遅延または口座開設ができないことにより生じたお客様の損害については、一切当社はその責を負わないものとします。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p>第 8 条（国内外貨建債券取引）</p> <p>お客様が当社との間で行う国内外貨建債券の取引については、お客様の保護預り口座または振替決済口座にて処理いたします。</p>	<p>第 8 条（国内外貨建債券取引）</p> <p>お客様が当社との間で行う国内外貨建債券の取引については、お客様の保護預り口座にて処理いたします。</p>
第 7 章 株式ミニ投資	
<p>第 70 条（配当金・増資・株式分割などの権利処理）</p> <p>お客様の買付けに係るミニ投資株式の権利処理については、次の各号に定めるところによります。</p> <p>①ミニ投資株式に係る配当金および権利交付金等の果実ならびに株式分割など諸権利で取得する株式は、当社が代わって受領し、当該権利の基準となった日における株式数に応じて比例按分のうえ、お客様の振替決済口座に増加の記載または記録をいたします。</p> <p>②上記①に基づく按分の結果生じる 1 株に満たない端数株式は、株式発行の効力発生の日後、適正な価格をもって処分し、お客様の口座に繰り入れます。</p> <p>③ミニ投資株式に関し、新株予約権（ミニ投資株式と同一の種類の株式を目的とするものに限ります。以下同じ。）が付与される場合は、当該権利の基準となる日におけるお客様の当該選定銘柄の持株数に応じて比例按分したうえ、権利落ちとして指定金融商品取引所が定める期日にすべて当社が買い取るものとし、お客様の口座に繰り入れてお預りいたします。</p> <p>④（省略）</p> <p>⑤上記③において、当社が当該新株予約権を買取った場合には、買取価額から諸経費を差し引いた額を当該銘柄の権利付売買最終日における売買取引の決済日の翌営業日にお客様名義の口座に繰り入れてお預りいたします。</p>	<p>第 70 条（配当金・増資・株式分割などの権利処理）</p> <p>お客様の買付けに係るミニ投資株式の権利処理については、次の各号に定めるところによります。</p> <p>①ミニ投資株式に係る配当金および権利交付金等の果実ならびに株式分割など諸権利で取得する株式は、当社が代わって受領し、当該権利の基準となった日における株式数に応じて比例按分のうえ、お客様の保護預り口座に繰り入れてお預りいたします。</p> <p>②上記①に基づく按分の結果生じる 1 株に満たない端数株式は、株式発行の効力発生の日後、適正な価格をもって処分し、お客様の保護預り口座に繰り入れます。</p> <p>③ミニ投資株式に関し、新株予約権（ミニ投資株式と同一の種類の株式を目的とするものに限ります。以下同じ。）が付与される場合は、当該権利の基準となる日におけるお客様の当該選定銘柄の持株数に応じて比例按分したうえ、権利落ちとして指定金融商品取引所が定める期日にすべて当社が買い取るものとし、お客様の保護預り口座に繰り入れてお預りいたします。</p> <p>④（省略）</p> <p>⑤上記③において、当社が当該新株予約権を買取った場合には、買取価額から諸経費を差し引いた額を当該銘柄の権利付売買最終日における売買取引の決済日の翌営業日にお客様名義の保護預り口座に繰り入れてお預りいたし</p>

⑥当社は、株主優待等の名目で発行者から支給される物品
その他のもの（以下、「株主優待物等」といいます。）に
ついては、お客様に代わって受領のうえ、遅滞なく換金
し、これをお客様の当該権利の基礎となった日における
持分に応じて比例按分し、口座に繰り入れてお預かりい
たします。

⑦当社は、上記⑥の株主優待物等の換金については、容易
に換金できるものとして当社が認める株主優待物等をお
客様に代わって受領し、当社の定める方法により換金す
ることとします。

⑧ （省略）

⑨上記①から⑧に規定する諸権利の処理計算に係る明細
については、当該処理後遅滞なくお客様に報告書を交付
します。ただし、当該諸権利の処理計算を行った後に最
初に到来する取引残高報告書交付時に、当該処理計算に
係る報告を行うこととさせていただくことがあります。

⑩～⑫ （省略）

ます。

⑥当社は、株主優待等の名目で発行者から支給される物品
その他のもの（以下、「株主優待物等」といいます。）に
ついては、お客様に代わって受領のうえ、遅滞なく換金
し、これをお客様の当該権利の基礎となった日における
持分に応じて比例按分し、保護預り口座に繰り入れてお
預かりいたします。

（新設）

⑦ （省略）

⑧上記①から⑦に規定する諸権利の処理計算に係る明細
については、当該処理後遅滞なくお客様に報告書を交付
します。ただし、当該諸権利の処理計算を行った後に最
初に到来する取引残高報告書交付時に、当該処理計算に
係る報告を行うこととさせていただくことがあります。

⑨～⑪ （省略）

第9章 国内外貨建債券取引

第85条（国内外貨建債券に関する権利の処理）

当社に保管された国内外貨建債券の権利の処理につい
ては、次の各号に定めるところによります。

① （省略）

②国内外貨建債券に関し新株予約権（新株予約権証券を除
きます。）が付与される場合は、原則として売却処分の方
え、その売却代金を上記①の規定に準じて処理します。

③～⑤ （省略）

第85条（国内外貨建債券に関する権利の処理）

当社に保管された国内外貨建債券の権利の処理につい
ては、次の各号に定めるところによります。

① （省略）

②国内外貨建債券に関し新株引受権（新株引受権証券を除
きます。）が付与される場合は、原則として売却処分の方
え、その売却代金を上記①の規定に準じて処理します。

③～⑤ （省略）

第11章 振込先指定方式

第96条（指定預貯金口座の確認）

お客様が第95条により振込先の預貯金口座を指定され
たときは、当社は速やかに「指定預貯金口座手続き完了の
ご案内」をお客様に送付いたしますので、その記載内容を十
分ご確認ください。

万一、記載内容に相違があるときは速やかに当社にお申
出ください。

(2) （削除）

第96条（指定預貯金口座の確認）

(1) お客様が第95条により振込先の預貯金口座を指定され
たときは、当社は速やかに「指定預貯金口座ご確認の
お願い」をお客様に送付いたしますので、その記載内容を十
分ご確認ください。

万一、記載内容に相違があるときは速やかに当社にお申
出ください。

(2) 当社が上記(1)の「指定預貯金口座ご確認の
お願い」を送付した後の1週間は、振込請求を受けましても、指定預
貯金口座への金銭の振込ができないことがあります。

第12章 雑則

第101条（お客様が決済を履行されない場合）

(1) （省略）

(2) 当社が上記(1)またはお客様とのその他の取引において、

第101条（お客様が決済を履行されない場合）

(1) （省略）

(2) 当社が上記(1)またはお客様とのその他の取引において、

お客様の債務不履行等を起因とした損害をこうむった場合には、当社はお客様のために占有し、または振替法に基づく口座に記録する金銭および有価証券等をもってその損害に充当し、なお不足があるときは、その不足額の支払いをお客様に対し請求することができるものとします。

(3) 上記(2)にいう当社がお客様のために占有し、または口座に記録する金銭が円貨以外の場合で、当社が円貨による充当が必要と判断したときには、当該損害の充当を行う日の当社が定めるレートにより円貨に換えて充当を行うものとします。

(4) 上記(3)の規定は、当社がお客様のために占有し、または口座に記録する金銭と、当社が充当を要する損害の金銭が異なる通貨の場合にも準用します。

お客様の債務不履行等を起因とした損害をこうむった場合には、当社はお客様のために占有する金銭および有価証券等をもってその損害に充当し、なお不足があるときは、その不足額の支払いをお客様に対し請求することができるものとします。

(3) 上記(2)にいう当社がお客様のために占有する金銭が円貨以外の場合で、当社が円貨による充当が必要と判断したときには、当該損害の充当を行う日の当社が定めるレートにより円貨に換えて充当を行うものとします。

(4) 上記(3)の規定は、当社がお客様のために占有する金銭と、当社が充当を要する損害の金銭が異なる通貨の場合にも準用します。

第102条（取扱いの解約）

(1) この約款における各契約および取扱いは、次の各号のいずれかに該当したとき解約することができるものとします。

①お客様から解約のお申出があった場合（融資等の契約に基づき有価証券等に担保が設定されている場合を除きます）。

② （省略）

③口座管理料（株式累積投資口座管理料を含みます。）の計算期間が満了したときに有価証券等の残高がない場合（融資等の契約に基づき有価証券等に担保が設定されている場合を除きます）。

④お客様が暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団その他の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を通知した場合。

⑤お客様が、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて解約を通知した場合。

⑥ （省略）

⑦その他契約を解除することが適当と認められる事由として当社が定める事由に該当したとき、または、やむを得ない事由により、当社がお客様との取引の継続が望ましくないと判断した場合において、当社が解約を通知したとき。

(2) 株式累積投資および累投口の契約については、上記(1)に定める事由以外に次の各号のいずれかに該当したときに解約することができるものとします。

第102条（取扱いの解約）

(1) この約款における各契約および取扱いは、次の各号のいずれかに該当したとき解約されるものとします。

①お客様から解約のお申出があった場合（融資等の契約に基づき有価証券等に担保が設定されている場合を除きます）。

② （省略）

③口座管理料（株式累積投資口座管理料を含む）の計算期間が満了したときに有価証券等の残高がない場合（融資等の契約に基づき有価証券等に担保が設定されている場合を除きます）。

④お客様が暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出た場合。

⑤お客様が、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて解約を申し出た場合。

⑥ （省略）

⑦その他契約を解除することが適当と認められる事由として当社が定める事由に該当したとき、または、やむを得ない事由により、当社がお客様との取引の継続が望ましくないと判断した場合において、当社が解約を申し出た場合。

(2) 株式累積投資および累投口の契約については、上記(1)に定める事由以外に次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものといたします。

①～⑤ (省略) (3)～(6) (省略)	①～⑤ (省略) (3)～(6) (省略)
第 104 条 (届出事項の変更) (1) 名称、住所、代表者の役職氏名、 <u>その他当社へのお申し出事項およびお届印の変更 (お届印の紛失を含みます。)</u> など申込事項に変更があったときは、その旨を当社にお申し出のうえ、当社所定の方法により遅滞なくお手続きいただきます。 (2)～(5) (省略)	第 104 条 (届出事項の変更) (1) 名称、住所、代表者の役職氏名等およびお届印の変更など申込事項に変更があったときは、その旨を当社にお申し出のうえ、当社所定の方法により遅滞なくお手続きいただきます。 (2)～(5) (省略)
第 107 条 (免責事項) (1) 当社は、次に掲げる場合にお客様に生じた損害については、当社はその責めを負わないものといたします。 ①～⑦ (省略) ⑧天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖などの不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭もしくは有価証券等の授受または保管の手續などが遅延し、または不能となったことにより生じた損害。 ⑨ (省略) (2)～(3) (省略)	第 107 条 (免責事項) (1) 当社は、次に掲げる場合にお客様に生じた損害については、当社はその責めを負わないものといたします。 ①～⑦ (省略) ⑧天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖などの不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受または寄託の手續などが遅延し、または不能となったことにより生じた損害。 ⑨ (省略) (2)～(3) (省略)
平成 25 年 1 月 4 日改定	平成 24 年 10 月 1 日改定

外国為替取引約款	
第 9 条 (占有物の処分および弁済充当) お客様が、本約款に基づき当社に対し負担している債務を履行しなかった場合には、当社は、通知・催告を要せず、かつ法律上の手続きによらないで、お客様と当社との間の有価証券取引その他一切の取引に関してお客様のために占有している動産および有価証券 (<u>社債、株式等の振替に関する法律に基づき当社の振替口座簿に記載または記録されている振替有価証券を含みます。</u>) を任意に処分し、当該処分代金を法定の順序にかかわらず適宜債務の弁済に充当することができます。なお、本項に基づく占有物の処分、処分代金の弁済への充当は、第 5 条第 2 項に基づくお客様と当社との間の一部または全ての個別取引を解除する権利を消滅させるものではありません。 2 (省略)	第 9 条 (占有物の処分および弁済充当) お客様が、本約款に基づき当社に対し負担している債務を履行しなかった場合には、当社は、通知・催告を要せず、かつ法律上の手続きによらないで、お客様と当社との間の有価証券取引その他一切の取引に関してお客様のために占有している動産および有価証券を任意に処分し、当該処分代金を法定の順序にかかわらず適宜債務の弁済に充当することができます。なお、本項に基づく占有物の処分、処分代金の弁済への充当は、第 5 条第 2 項に基づくお客様と当社との間の一部または全ての個別取引を解除する権利を消滅させるものではありません。 2 (省略)
平成 25 年 1 月 4 日改定	平成 23 年 4 月 1 日改定

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド自動けいぞく投資約款

9. 解約

(1) この自動投資契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。

- ①申込者から解約の申し出があったとき。
- ②当社が、マネー・マーケット・ファンドの累積投資業務を営むことができなくなったとき。
- ③この自動投資契約の対象となるマネー・マーケット・ファンドのすべてのポートフォリオが償還されたとき。

(2)～(3) (省略)

11. その他

(1) USドル・ポートフォリオの「営業日」とは、ロンドン、ニューヨークおよびルクセンブルグの銀行営業日ならびに日本の金融商品取引業者および銀行の営業日を意味します。

(削除)

オーストラリア・ドル・ポートフォリオの「営業日」とは、ロンドン、シドニー、ニューヨークおよびルクセンブルグの銀行営業日ならびに日本の金融商品取引業者および銀行の営業日を意味します。

カナダ・ドル・ポートフォリオの「営業日」とは、ロンドン、トロント、ニューヨークおよびルクセンブルグの銀行営業日ならびに日本の金融商品取引業者および銀行の営業日を意味します。

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの「営業日」とは、ロンドン、ウェリントン、オークランド、ニューヨークおよびルクセンブルグの銀行営業日ならびに日本の金融商品取引業者および銀行の営業日を意味します。

(2)～(3) (省略)

(4) この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは、改定されることがあります。当社は、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限し、またはお客様にあらたな義務を課すことになる場合には、その改定事項をお客様に通知いたします。ただし、改定の影響が軽微であると判断されるときは、前記の通知に代えて、当社ホームページ等または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法による場合があります。また、前記の通知または掲載があった場合、所定の期日までにお客様から異議の申し立てがないときは、当社は、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。

9. 解約

(1) この自動投資約款は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。

- ①申込者から解約の申し出があったとき。
- ②当社が、マネー・マーケット・ファンドの累積投資業務を営むことができなくなったとき。
- ③マネー・マーケット・ファンドが償還されたとき。

(2)～(3) (省略)

11. その他

(1) USドル・ポートフォリオの「営業日」とは、ロンドン、ニューヨークおよびルクセンブルグの銀行営業日ならびに日本の金融商品取引業者および銀行の営業日を意味します。

ユーロ・ポートフォリオの「営業日」とは、ロンドン、フランクフルト、ニューヨークおよびルクセンブルグの銀行営業日ならびに日本の金融商品取引業者および銀行の営業日を意味します。

オーストラリア・ドル・ポートフォリオの「営業日」とは、ロンドン、シドニー、ニューヨークおよびルクセンブルグの銀行営業日ならびに日本の金融商品取引業者および銀行の営業日を意味します。

カナダ・ドル・ポートフォリオの「営業日」とは、ロンドン、トロント、ニューヨークおよびルクセンブルグの銀行営業日ならびに日本の金融商品取引業者および銀行の営業日を意味します。

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの「営業日」とは、ロンドン、ウェリントン、オークランド、ニューヨークおよびルクセンブルグの銀行営業日ならびに日本の金融商品取引業者および銀行の営業日を意味します。

(2)～(3) (省略)

(4) この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは、改定されることがあります。

平成 25 年 1 月 4 日改定

平成 23 年 10 月 1 日改定

以 上